熊本県森林クラウドシステム利用管理要領

第１　趣旨

　この要領は、熊本県が所管する熊本県森林クラウドシステム（以下「システム」という。）の利用及び管理に際し、関係する利用団体の役割を明らかにするとともに利用方法について定める。

第２　適用範囲

　この要領は、システムを利用する全ての者に対して適用する。

第３　システムの利用者

システムを利用できる者は、下表の利用団体に所属する者のうち条件を満たす者（以下「利用者」という。）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用団体 | 条件 |
| 熊本県 | 農林水産部森林局森林整備課 | 森林・林業及び自然保護業務を担当する職員に限る |
| 農林水産部森林局林業振興課 |
| 農林水産部森林局森林保全課 |
| 農林水産部森林局林業研究・研修センター |
| 環境生活部環境局自然保護課 |
| 広域本部及び地域振興局林務課（阿蘇地域振興局山地災害対策課及び球磨地域振興局森林保全課を含む） |
| 市町村林務担当部局林務主管課 |
| 林業事業体 | 第３の２に定める要件を満たす者に限る |

２　システムを利用できる林業事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第５条に基づく知事の認定を受けた林業事業体、くまもとの森林を守り育てる林業経営体選定要領（平成３１年３月２９日施行）第7条第1項及び同条第2項に基づき選定、登録された林業事業体及び森林経営管理法第３６条第２項に基づき熊本県が公表する林業事業体のうち、個人情報の取扱いに関する内部規定を定めていることを要件とする。

３　システムの利用を希望する林業事業体は、別記第１号様式により次項に定めるシステム管理責任者へその旨を申請するものとする。

４　システム管理責任者は前項の規定に基づく申請を受理し、内容を審査のうえ第３の２の要件を満たし、適当と認められる場合は、承認するものとする。

　　なお、承認の通知は、第９の２の通知をもって代えるものとする。

第４　システム管理責任者

　システムの管理等を適正に行うため、農林水産部森林局にシステム管理責任者を置き、森林整備課長をもって充てる。

第５　システム管理担当者

　システム管理担当者は、システム管理責任者が指名した者とし、システム管理責任者のもとで次の各号に定める業務を行う。

　(１)　システムに関する運用、保守作業に関すること。

　(２)　利用者のＩＤ及び仮パスワードの指定、管理に関すること。

(３)　システムに関するソフトウェアの管理に関すること。

　(４)　利用者に必要な情報を提供すること。

　(５)　システムの障害管理に関すること。

　(６)　その他、システム管理責任者が定めること。

第６　所属運用責任者

　各利用団体のシステムの利用及び別表１に示す関係図面を管理するため、各利用団体に所属運用責任者を置き、熊本県及び市町村においては、第３の表中の利用団体に示す課の課長をもって充て、林業事業体においては団体の所属長をもって充てる。

第７　所属運用担当者

　所属運用担当者は、所属運用責任者が指名した者とし、所属運用責任者のもと、業務を行う。

第８　利用者の責務

　利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(１)　システムは、森林・林業及び自然保護業務の遂行のために利用し、他の目的に利用してはならない。

　(２)　個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が認識され又は認識され得るものをいう。以下同じ。）保護の重要性を認識し、システムの利用に当たっては、個人情報の漏洩、滅失及び棄損等を防止し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、情報の保護に努めなければならない。

　(３)　ＩＤ及びパスワードは、第三者に漏洩しないよう厳重に管理しなければならない。

　(４)　パスワードは、適宜変更し、かつ、８文字以上の英数字を含むものにしなければならない。

　(５)　システムのデータの改ざんをしてはならない。

第９　ＩＤ及びパスワードの管理

　所属運用責任者は毎年度４月末日までに、別記第２号様式により所属の利用者全員の職氏名、区分をシステム管理責任者へ報告するとともに、新規利用者のＩＤと仮パスワードの発行を申請するものとする。

２　システム管理責任者は、前項の規定に基づく申請の内容を審査のうえ、適当と認められた場合は申請を受理し、利用団体の転出者のＩＤを停止するとともに、利用団体の新規利用者のＩＤと仮パスワードを発行し、別記第３号様式により通知する。

３　利用者は、仮パスワードの受領後速やかに任意のパスワードに変更するものとする。

４　システム管理責任者は、第９の２で発行したＩＤの発行記録等を管理するものとする。

５　年度途中で利用者の変更があった場合は、第９の１及び２の規定を準用するものとする。

第１０　パスワードの忘失に対する処置

　　利用者は、パスワードを忘れた場合、所属運用責任者に速やかに報告するものとする。

２　所属運用責任者は、前項の規定に基づく報告があった場合、別記第４号様式によりシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。

３　システム管理責任者は、前項の規定に基づく申請があった場合、仮パスワードを発行し、別記第５号様式により通知するものとする。

４　利用者は、パスワードを他人に知られる等の事故があった場合、直ちに所属運用責任者及びシステム管理責任者に報告するものとする。

５　前項の規定に基づく報告があった場合、システム管理責任者は当該利用者のＩＤを停止するものとする。

６　第１０の４に規定する事故があった場合、所属運用責任者は事故の原因を究明し再発防止策を講じた上で、書面をもってシステム管理責任者に報告するものとする。

７　第１０の５に規定するＩＤの停止後のパスワードの再発行手続きについては、第１０の２及び３の規定を準用するものとする。

第１１　セキュリティ対策

　システム管理責任者及び所属運用責任者は、次のセキュリティ対策を講じなければならない。

　(１)　人的セキュリティ

　　　　システム管理責任者は、ユーザごとにＩＤと仮パスワードを発行し、各ユーザの利用制限を行う。

　(２)　技術的セキュリティ

　　ア　所属運用責任者は、所属の利用者がシステムに障害を発見した場合、速やかにシステム管理責任者へ報告するものとする。

　　イ　システム管理責任者は、障害発生の報告を受けた場合、速やかに対応方法の指示又はシステムの復旧作業を行うものとする。

　(３)　コンピュータウイルス対策

　　　　所属運用責任者は、各利用者のシステムを使用するパソコンについて、ウイルス対策ソフトを導入するとともに、常時稼働させ常に最新の状態を保ち、外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない等の処置を講ずるものとする。

第１２　データの管理

　　別表１に示す関係図面並びに関係図面に属する関連情報については、同表に掲げる利用団体の所属運用責任者が管理するものとし、各利用団体において取り扱いを定めるものとする。

２　所属運用責任者は、システム管理責任者からデータの提供やシステムへのデータ入力の依頼があった場合、システムの一層の利便性向上のため協力するものとする。

第１３　データの更新及び期限

　所属運用責任者は、別表１に示す関係図面の変更等を行う必要が生じた場合は、随時データを入力し更新を行うものとする。

２　別表２に示す利用団体の所属運用責任者は、同表中に示すデータを定められた期日までに入力及び更新しなければならない。

第１４　システム搭載データの利用

　システムに搭載されている各種データについては、森林・林業及び自然保護業務以外の目的で利用しないものとする。

２　システムに搭載されている情報について、その情報の利用に際しては、各利用団体が利用及び提供方法等の運用を定めるものについてはその規定に従うものとする。

　　なお、県及び市町村においては、各自治体において定められている個人情報保護条例も規定に含まれるものとする。

３　各利用団体の所属運用責任者が管理する関係図面を第三者に提供する場合は、当該関係図面を管理する利用団体の所属運用責任者に承諾をえたうえで提供するものとする。

４　地理院により作成された電子地形図（地理院タイル）を背景図とした地図等を印刷する場合は、次の文章を明示しなければならない。

|  |
| --- |
| 「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報及び電子地形図（タイル）を使用した。（承認番号　令元情使、第６３４号）」 |

第１５　個人情報の取扱い

　システムを利用していくうえで収集、利用する個人情報及び別表１に掲げる関係図面に含まれる個人情報については、所属運用責任者の責任において、適切に管理するものとする。

２　所属運用責任者は、保有する必要のなくなった個人情報は確実に削除されるよう、システム上でデータの削除を行う等の必要な措置を講じるものとし、必要に応じてシステム管理責任者に情報の削除を依頼する。

３　利用者は、個人情報を含むデータをシステムから紙媒体に印刷して使用した場合、使用後はシュレッダーで裁断する等、第三者に漏えいしないよう破棄するものとする。

４　利用者は、個人情報を含むデータをシステムから外部の記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）やパソコンのハードディスクに保存し使用した場合、使用後は物理的な破壊や、削除ツールによる削除を行う等、第三者に漏えいしないよう破棄するものとする。

第１６　システムの運用体制等の変更

　システム管理責任者は、データの管理又はシステムの運用体制等に変更が生じる場合は、変更前に関係者に周知するものとする。

第１７　経費の負担

　システムの運用及び保守に要する経費については、熊本県が負担するものとする。

第１８　報告及び調査

　　システム管理責任者は、システムの管理に必要と認める場合は、システムの利用に関して、所属運用責任者に報告を求め、事務所等に立入調査及び聞き取り調査を行うことができるものとする。

２　所属運用責任者は、システム管理責任者が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応じるものとする。

第１９　雑　則

　この要領に定めるもののほか、システムの利用管理等に関する事項は、システム管理責任者が別に定めるものとする。

（附　則）

　この要領は、令和３年（２０２１年）３月１１日から施行する。

別記第１号様式

年（　　　　年）　　月　　日

熊本県森林クラウドシステム利用申請書

システム管理責任者　様

（熊本県農林水産部森林局森林整備課長）

利用希望団体の長

熊本県森林クラウドシステム（以下「システム」という。）を利用に際し、次のとおり誓約のうえ、システムの利用を申請します。

（誓約事項）

１　利用団体は、「熊本県森林クラウドシステム利用管理要領」の記載内容を遵守すること。

２　システムの利用に関して、システム管理責任者から報告を求められたとき、又はシステム管理責任者が事業所等に立入調査及び聞き取り調査を行うときは、これに協力すること。

３　個人情報の取扱いに関する内部規定を定め、これを遵守すること。

４　個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにシステム管理責任者に報告するとともに、事故の対応に当たっては損害の補償を含め、すべて利用団体の責任において対処すること。

担当者等記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 団　　体　　名 |  |
| 団　体　の　長 |  |
| 連　　絡　　先 | 担当者名 |
| 電話 |
| FAX |
| E-Mail |

※個人情報の取扱いに関する内部規定の写しを添付

別記第２号様式

年（　　　　年）　　月　　日

熊本県森林クラウドシステム利用者（変更）報告及びＩＤ発行申請書

システム管理責任者　様

（熊本県農林水産部森林局森林整備課長）

○○○（団体名・所属名）　所属運用責任者

（職・氏　名　　　　　　　　　　　　　　　）

熊本県森林クラウドシステム利用管理要領第９の１（第９の５の規定により準用する第９の１）の規定に基づき、下記のとおり利用者を報告するとともに、新規利用者にあっては、新規ＩＤ及び仮パスワードの発行を申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属運用担当者 | 職名 | 氏名 | 区分 |
| ○ |  |  | 新規・継続・停止 |
|  |  |  | 新規・継続・停止 |
|  |  |  | 新規・継続・停止 |
|  |  |  | 新規・継続・停止 |
|  |  |  | 新規・継続・停止 |
|  |  |  | 新規・継続・停止 |

※１　利用者全員分を報告すること。

※２　適宜行を追加または削除すること。

※３　区分は「新規」「継続」「停止」から選択すること。

別記第３号様式

森整第　　　号

年（　　　　年）　　月　　日

熊本県森林クラウドシステム新規利用者ＩＤ発行通知書

○○○（団体名・所属名）所属運用責任者

（職・氏　名　　　　　　　　　　　　　様）

システム管理責任者

（熊本県農林水産部森林局森林整備課長）

熊本県森林クラウドシステム利用管理要領第９の２（第９の５の規定により準用する第９の２）の規定に基づき、新規利用者に係るＩＤ及び仮パスワードについて下記のとおり通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職名 | 氏名 | ＩＤ | 仮パスワード |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　※ＩＤ取得後、速やかにパスワードを変更すること。

別記第４号様式

年（　　　　年）　　月　　日

熊本県森林クラウドシステム仮パスワード再発行申請書

システム管理責任者　様

（熊本県農林水産部森林局森林整備課長）

○○○（団体名・所属名）　所属運用責任者

（職・氏　名　　　　　　　　　　　　　　　）

熊本県森林クラウドシステム利用管理要領第１０の２（第１０の７の規定により準用する第１０の２）の規定に基づき、下記のとおり仮パスワードの再発行を申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 団　　体　　名 |  |
| 所　属　名 |  |
| 利用者 | 職氏名 |  |
| 連絡先 | 電話 |
| FAX |
| E-Mail |

別記第５号様式

森整第　　　号

年（　　　　年）　　月　　日

熊本県森林クラウドシステム仮パスワード発行通知書

○○○（団体名・所属名）所属運用責任者

（職・氏　名　　　　　　　　　　　　　様）

システム管理責任者

（熊本県農林水産部森林局森林整備課長）

熊本県森林クラウドシステム利用管理要領第１０の３（第１０の７の規定により準用する第１０の３）の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

　ＩＤ：

　仮パスワード：

　※仮パスワード取得後、速やかにパスワードを変更すること。